

18 協調支援型特別保証

金融機関のプロパー融資と保証協会付き融資を組み合わせることで、経営課題解決へ繋げる制度です。

資格要件	【申込人要件】 次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者 (1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金)
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合:4億8,000万円)
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内 (据置期間 運転資金:1年以内、設備資金及び運転設備資金:3年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.45%~年2.35% 申込人要件、保証申込日、保証料率区分に応じて国の保証料率補助が適用されます。(上記保証料率は補助前) ・資格要件(1)の場合 ①保証申込日が令和7年3月14日~令和8年3月31日:年0.23%~1.40% ②保証申込日が令和8年4月1日~令和9年3月31日:年0.30%~1.72% ③保証申込日が令和9年4月1日~令和10年3月31日:年0.34%~1.88% ・資格要件(2)の場合 年0.34%~年1.88% ただし、いずれの場合も、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・申込人資格要件確認書兼誓約書 ・資格要件(2)の場合:経営行動計画書
備考	貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(資金繰り安定資金[協調支援枠・賃上げ支援枠])がございます。(令和7年4月1日取扱開始) 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和10年3月31日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。